

## 地域のみんなで協力して駆除しましょう！

特定外来生物に指定されている植物をグループで駆除する際には、下にあげたルールを守ることで、**必要最低限**の運搬や保管ができるようになります。効率よい駆除のためにも、**地域の問題**としてみんなで考え行動しましょう！

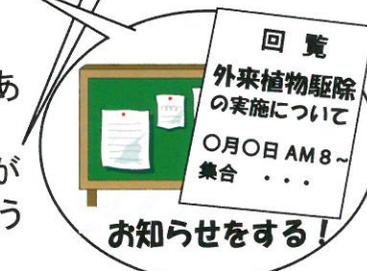
### 【運搬のルール】

- ・ 駆除した植物を処分するためのものであること。
- ・ 種などの落下・飛散等を防ぐための措置がとられていること。
- ・ いつ、どこで、だれが実施するのかを、事前に掲示等で広報した活動であること。



### 【保管のルール】

- ・ 駆除の活動に関連した、一時的な保管であること。
- ・ 種などの落下・飛散等を防ぐための措置がしてあり、他人が簡単に持ち出せないようになっていること。
- ・ 駆除したら放置せず、すぐに可燃ゴミとして出すこと。



すぐゴミ回収に出す!



**袋から出ない処置、必要最低限の運搬と保管！**

**グループでの駆除の際には環境省 戸隠自然保護官事務所へ相談を！**

平成29年(2017年)2月発行  
 【編集・発行】戸隠を知る会(事務局(戸隠観光協会内)026-254-2881)  
 【外来生物の情報は】戸隠地質化石博物館 026-252-2228  
 環境省戸隠自然保護官事務所 026-254-3060  
 【参考】環境省「日本の外来種対策」HP <https://www.env.go.jp/nature/intro/>

このチラシは、GGG国立・国定公園支援事業の助成を受けて発行しています

# ストップ!

# 外来植物

放っておくと大変! 駆除は今!!



繁茂するアレチウリ

牧場での駆除活動

## 気が付けば外来植物ばかり！

豊かな自然が自慢の戸隠の中にも、外国からきた「**外来植物**」は野外でどんどん増えています。このままでは、外来植物だらけになってしまい、戸隠のもともとの植物の居場所がすっかり奪われてしまいます。さらに、田畑の雑草になったり、景観を悪くしたり、やぶをつくってイノシシのすみかになったり、花粉症の原因になったりと、私たちの生活に直接の**悪影響**を及ぼしています。

戸隠の豊かな自然を子どもたちに残すために、今のうちにできるだけ駆除をしましょう！



## 外来生物対策のための国の法律

明治時代以降に日本に入ってきた外来生物の中には、環境や私たちの生活に特に大きな被害を及ぼしている種類があります。そこで環境省は、「**外来生物法**」という法律を作り、それらを「**特定外来生物**」と定めて、栽培や飼育、運搬、保管、譲渡などを禁止しました（違反への罰則あり。詳細は13ページ）。現在、アライグマやオオクチバス（ブラックバス）など130種類以上が指定されています。身近に生えている植物の中にも**特定外来生物**があります。



# 駆除はどうしたらいいの？

種をつける前に抜き取ります。一年草は刈り取りでも大丈夫です。地中に種や根が残っていて、次の年も新たに芽がでてきます。

何年かかけて**継続**して駆除することが大切です。

戸隠で特に**駆除**したい5種類とその方法を、次ページから紹介します➡



**注意!**

**特定外来生物は法律で  
保管・運搬が禁止されています!**

個人のお宅で刈ったり抜いたりした場合は、可燃用ゴミ袋に入れ、口をしっかりと閉じて家の中で保管し、すぐゴミ回収へ!

**長期間の保管  
他への移動**



\*次ページからの解説で使われているマークについて

【よく見られる場所】



道沿い



庭先



休耕地

【駆除の方法】



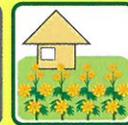
抜き取り



刈り取り

# きれいな花ですが駆除の対象! オオキンケイギク

キク科 北アメリカ原産  
多年草 (宿根草, 根で増える)



道沿い  
庭先

**注意!** 特定外来生物



黄色いコスモスに似ている



ふちがぎざぎざの花びら



毛がはえたへら状の葉

花が咲いて識別  
できたら根から  
抜く。



もしくは種の前  
に刈り取りを続  
ける。



**駆除**

葉

花

種

5

6

7

8

9

10月

じつは栽培していると法律違反！  
**オオハンゴンソウ**

**注意!** 特定外来生物

キク科 北アメリカ原産  
多年草 (宿根草, 根で増える)

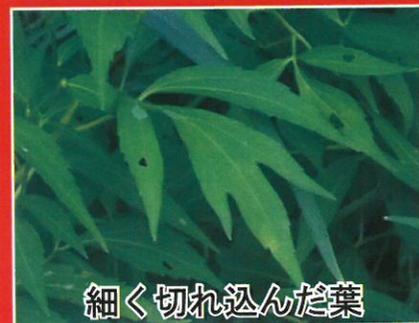


庭先



小さなヒマワリ似の花

八重咲きの品種 (花笠菊) が昔から庭に植えられている



細く切れ込んだ葉

識別ができたなら季節を問わず  
抜き取りや刈り取りをする。



一帯を覆いつくしてしまう！  
**アレチウリ**

**注意!** 特定外来生物

ウリ科 北アメリカ原産  
一年草 (種で増える)



道沿い  
休耕地



小さな白い花

実

全体にざらざらした毛があり、  
巻きひげでからみつく



カボチャに似た葉

花の時期までに刈り取り、  
種をつけさせない。つる  
が伸びる前に刈る方が楽。



やぶが増えて深刻な問題に！

# オオブタクサ



イノシシの住みかになり花粉症の原因にも！



キク科 北アメリカ原産  
一年草 (種で増える)



道沿い  
休耕地



春に芽生え1年で草丈が3m以上に成長する

茎のでっぺんに地味な花



麻のような切れ込んだ葉

大きく成長する前、できれば花が咲く前に刈り取り、種をつけさせない。



菜の花に似た悪者が拡散！

# ハルザキ ヤマガラシ

アブラナ科 ヨーロッパ原産  
越年草～短命な多年草  
(種で増える)



牧場・道沿い



野沢菜 (菜の花) に似ているが、丈が低く全体に黒っぽい



丸く切れ込んだ葉

野沢菜の葉は明るい色で切れ込まない

種をつける前に抜き取りや刈り取りをする。若い葉は食べられる！



よく見るこれも、じつは**外来植物**です！

増やさないよう気を付けましょう！



湿原で駆除  
活動を実施！



実や根には  
毒があります！

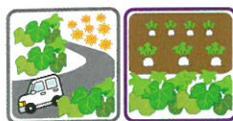


**ヒメジョオン**  
キク科 北アメリカ原産

**キショウブ**  
アヤメ科 ヨーロッパ原産

**ヨウシュヤマゴボウ**  
ヤマゴボウ科 北アメリカ原産

**ホソアオゲイトウ**  
ヒユ科 南アメリカ原産

 どこでも見  
やっかいもの  
る厄介者。

 湿った場所で  
よく見かける！

 秋に赤い茎と黒い  
実が目立つ！

 アマランサスの  
仲間の畑雑草！

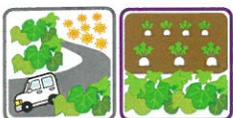


**メマツヨイグサ**  
アカバナ科 北アメリカ原産

**アメリカセンダングサ**  
キク科 北アメリカ原産

**ニワウルシ(シンジュ)**  
ニガキ科 中国原産

**ニセアカシア(ハリエンジュ)**  
マメ科 北アメリカ原産

 月見草(オマツヨイ  
グサ)より小さい。

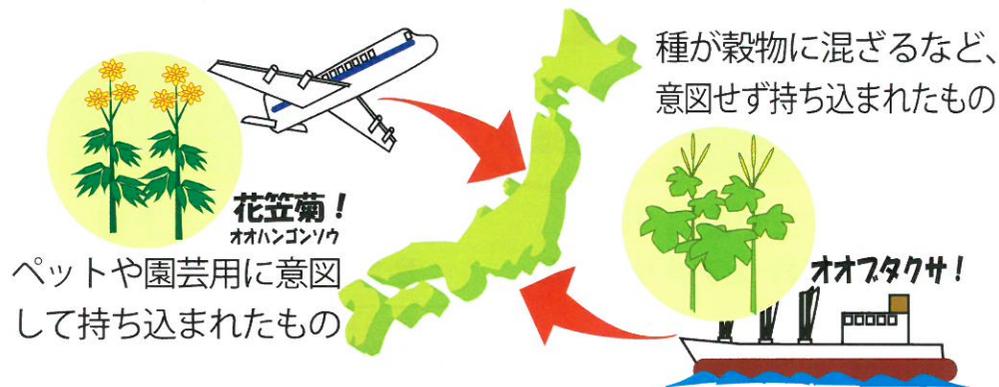
 とげつきの実  
が服につく。

 ウルシ似ですがかぶ  
れません。急増中！

 切っても芽がでる。  
巻き枯らしで退治！

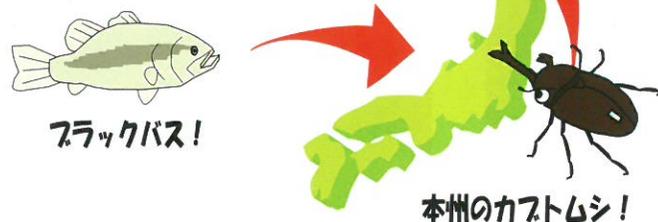
# そもそも、外来生物って何？

もともとはいなかった国や地域に、人によって持ち込まれた生きもののことを「**外来生物**」や「**外来種**」といいます。物流が盛んになった、明治時代以降に持ち込まれたものを指す場合が多いです。



## 両方とも外来生物

### ① 海外からの移入



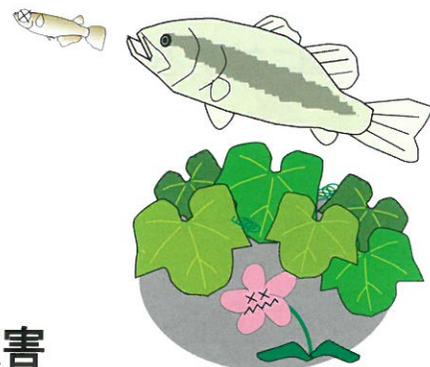
② 国内の移動  
北海道にはいなかったカブトムシが本州から持ち込まれた！本州では**在来生物**でも、北海道では**外来生物**！

普段食べている野菜や家畜などは、私たちの生活に役立っている外来生物です。移入先で野生化し、**悪影響**を及ぼしている外来生物が特に問題になっています。

# こんな**悪影響**がでています！

## ① もともとの自然や動植物への被害

- ・在来生物（もともとその地域にすんでいる生き物）を食べてしまう。
- ・雑種をつくってしまう。
- ・在来生物のすむ環境をうばってしまう（光やエサ、場所のとりあい）。



## ② 人の健康や生活への被害

- ・毒や寄生虫をもっている。
- ・アレルギーのもとになる。
- ・人をかんだり刺したりする。
- ・住居に侵入して荒らす。
- ・フン害、騒音を出す。
- ・景観を悪くする。



## ③ 産業への被害

- ・農作物を食べてしまう。
- ・農地の雑草になり、農作物や木材の生産量を減らす。
- ・漁獲量を減らす。



# 法律によって規制されていること

環境省は外来生物による被害の拡大を防止するために、平成16年に「**外来生物法**」を定めました。この法律の中で、「**特定外来生物**」に指定された生きものに対する、以下の行為を規制しています。

**特定外来生物にはこんなことはできません！**

<p>飼育・栽培</p> 	<p>運搬</p> 	<p>保管</p> 
<p>輸入</p> 	<p>野外に放つ・植える・種をまく</p> 	<p>譲渡・受け渡し</p> 

特定外来生物に対してこれらの行為を行うには、事前に環境大臣の許可が必要です。不正に輸入したり、逃がしたり、飼育・栽培したりすると、最高で懲役3年、罰金300万円（個人）、もしくは1億円（法人）が科される場合があります。

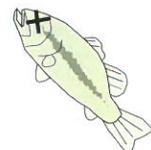
# 誰にでもできる外来生物対策

## 1) 被害を予防する3原則

- 1. 入れない**  
  
入れなければ問題は起こらない！
- 2. 捨てない**  
  
ペットや観葉植物に最後まで責任をもつ！
- 3. 拡げない**  
  
これ以上問題を拡げない！

## 2) すでに拡がっている特定外来生物の駆除

**生きたままの運搬や保管は法律違反です！  
確実にその場で殺処分しましょう！**



**注意！**

植物は完全に枯れていない限り、生きていますとみなされます！ 種もそれ自体が生きています！ 持ち歩いたり保管したりすることは、通常はできません。



特定外来生物に指定されている植物は、駆除をするときに限って生きていても運搬や保管が可能になります。ただし**ルール**がありますので、個人で駆除するときは3ページの方法で！ グループで行うときは次ページの方法を確認してください。➡